

# 令和5年度 あま市国民保護計画の修正要旨

## I 国民保護計画修正の根拠

市町村国民保護計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・県・市町村関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものである。

修正を行う場合においては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならないとされている（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第35条）。

また、市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会を置くこととされている。（国民保護法第39条）。

## II 本年度の主な修正事項

### 1 国民保護協議会へ諮問が必要な変更

庁舎に本部長室・本部連絡員室を設置できない場合の代替設置場所・・・2P

### 2 国民保護協議会へ報告する軽微な変更

(1) 愛知県からの助言に伴う修正・・・・・・・・・・・・・・3～5P

(2) 市の機構改革に伴う修正・・・・・・6～25P

(3) その他の修正・・・・・・・・・・・・・・26P

## 1 国民保護協議会への諮問が必要な変更

### <修正箇所>

- 第3編 武力攻撃事態等への対処  
第2章 市対策本部の設置等 (P37)

### 現行

#### 1 市対策本部の設置

##### (1) 市対策本部の設置の手順

①～⑥ 略

【~~本~~庁舎に本部長室・本部連絡員室を設置できない場合の代替設置場所】

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	<u>あま市役所甚目寺庁舎</u>	本部長室、本部連絡員室を確保し、本部指揮統括機能の維持を図る。
第2位	<u>甚目寺体育館</u>	〃
第3位	七宝公民館	〃

### 修正案

#### 1 市対策本部の設置

##### (1) 市対策本部の設置の手順

①～⑥ 略

【庁舎に本部長室・本部連絡員室を設置できない場合の代替設置場所】

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	<u>甚目寺総合体育館</u>	本部長室、本部連絡員室を確保し、本部指揮統括機能の維持を図る。
第2位	<u>七宝総合体育館</u>	〃
第3位	七宝公民館	〃

## 2 国民保護協議会へ報告する軽微な変更

### (1) 愛知県からの助言に伴う修正

#### <修正箇所>

- 第2編 平素からの備えや予防
  - 第1章 組織・体制の整備等 (P23、P25)

現行	修正案
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>
<b>2 警報等の伝達に必要な準備</b> (1) 略 (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となるデジタル同報系無線及びその他の防災行政無線の整備に努める。 <u>(追記)</u>	<b>2 警報等の伝達に必要な準備</b> (1) 略 (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となるデジタル同報系無線及びその他の防災行政無線の整備に努める。 <u>また、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を整備する。</u>

現行	修正案
<b>第5 研修及び訓練</b>	<b>第5 研修及び訓練</b>
<b>2 訓練</b> (1) 市における訓練の実施 市は、海部東部消防組合、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、海部東部消防組合、県警察、自衛隊等との連携 <u>を図る。</u>	<b>2 訓練</b> (1) 市における訓練の実施 市は、海部東部消防組合、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、海部東部消防組合、県警察、自衛隊等との連携 <u>による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよ</u>

現行	修正案
	<u>う努める。</u>

**<修正箇所>**

- 第2編 平素からの備えや予防
  - 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (P28)

現行	修正案
<p><b>1 避難に関する基本的事項</b></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等略</p> <p>【避難行動要支援者<del>の避難支援プラン</del>について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。（中略）ことが求められている。</p> <p><b>5 避難施設の指定への協力</b></p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>(追記)</u> 必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p><b>1 避難に関する基本的事項</b></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等略</p> <p>【避難行動要支援者<b>名簿</b>について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。（中略）ことが求められている。</p> <p><b>5 避難施設の指定への協力</b></p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>

<修正箇所>

■第3編 武力攻撃事態等への対処

第4章 警報及び避難の指示等 (P66)

現行	修正案
<p data-bbox="188 439 544 472" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p data-bbox="178 510 371 544">①及び② 略</p> <p data-bbox="178 555 769 719">※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて<del>困難である。</del></p> <p data-bbox="209 730 769 1072"><del>このため、</del>弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p data-bbox="209 1084 769 1207">また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p>	<p data-bbox="834 439 1190 472" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p data-bbox="825 510 1018 544">①及び② 略</p> <p data-bbox="825 555 1383 1384">※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて<del>困難であり、また、</del>弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、<u>市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p data-bbox="857 1395 1414 1518">また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p>

## (2) 市の機構改革に伴う修正

### <修正箇所>

#### ■ 第2編 平素からの備えや予防

#### 第1章 組織・体制の整備等 (P10~14、P16~18)

現行		
第1 市における組織・体制の整備		
1 市の各部課における平素の業務		
【市の各部課における平素の業務】		
部等	課	平素の業務
<del>企画財政部</del>	<del>企画政策課</del>	<del>1 外国人への情報提供体制の整備に関する事</del> <del>2 情報提供体制の整備に関する事</del> <del>3 情報収集・提供体制の整備に関する事</del> <del>4 所管施設における避難所の準備に関する事</del> <del>5 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の整備に関する事</del>
	<del>人権推進課</del>	<del>1 所管施設における避難所の準備に関する事</del>
<del>議会事務局</del>	<del>議事課</del>	<del>1 市議会との連絡調整の整備に関する事</del>
<del>総務部</del>	<del>総務課</del>	<del>1 救助物資及び義援物資の受領、配分、輸送に関する事</del> <del>2 非常電話など緊急時通信の整備に関する事</del> <del>3 応急活動に必要な車両及び車両用燃料の確保及び管理に関する事</del>
	<del>安全安心課</del>	<del>1 国民保護に係る総合調整に関する事</del> <del>2 国民保護協議会の運営に関する事</del> <del>3 関係機関との連携体制の整備に関する事</del> <del>4 緊急時の連絡体制の整備に関する事</del> <del>5 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事</del> <del>6 研修、訓練及び啓発に関する事</del> <del>7 避難及び救援に関する体制の整備に関する事</del> <del>8 生活関連等施設に関する事</del> <del>9 特殊標章等の交付及び管理に関する事</del> <del>10 所管の輸送施設の把握に関する事</del> <del>11 物資・資機材の備蓄等に関する事</del> <del>12 自主防災組織等への訓練・啓発に関する事</del> <del>13 その他、他の部課に属さない事</del>
	<del>税務課・収納課</del>	<del>1 安否情報の収集体制の整備に関する事</del> <del>2 被災情報の整理体制の整備に関する事</del>
<del>会計</del>	<del>会計課</del>	<del>1 指定金融機関等との連絡調整に関する事</del>
	<del>市民課</del>	<del>1 遺体処理手続体制の整備に関する事</del>

現行		
市民生活 部	保険医療課	<del>1 所管施設における避難所の準備に関すること</del>
	健康推進課	<del>1 市民病院、医師会、歯科医師会、医療機関、歯科医療機関、日本赤十字社愛知県支部等との連絡調整に関する こと</del> <del>2 医薬品、衛生材料の確保に関すること</del> <del>3 所管施設における避難所の準備に関すること</del>
	環境衛生課	<del>1 緊急時の防疫体制の整備に関すること。</del> <del>2 廃棄物処理体制の整備に関すること</del>
	市民病院事業課	<del>1 入院患者・通院患者等の安全確保、避難に関すること</del> <del>2 医療薬剤、資材の確保に関すること</del> <del>3 協力医療機関との連絡調整に関すること</del>
福祉部	社会福祉課	<del>1 緊急時の避難行動要支援者(障がい者)の災害対策準備 に関すること</del> <del>2 福祉避難所の準備に関すること</del> <del>3 社会福祉協議会、日赤奉仕団、民間協力団体との連絡 調整に関すること</del> <del>4 ボランティア受け入れ準備に関すること</del> <del>5 生活必需品等の調達に関すること</del> <del>6 所管施設における避難所の準備に関すること</del>
	高齢福祉課	<del>1 緊急時の避難行動要支援者(高齢者)の災害対策準備に 関すること</del> <del>2 高齢者の安全確保に関すること</del> <del>3 老人福祉施設、介護サービス提供事業者等との連絡調 整に関すること</del>
	子育て支援課	<del>1 緊急時の要配慮者(乳幼児)の災害対策準備に関するこ と</del> <del>2 児童の安全確保に関すること</del> <del>3 所管施設における避難所の準備に関すること</del>
建設産業 部	都市計画課	<del>1 応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達体制の整 備に関すること</del> <del>2 電気、ガス、電話などライフラインとの連絡調整に関 すること</del>
	土木課	<del>1 応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達体制の整 備に関すること</del>
建設産業 部	産業振興課	<del>1 関係機関との連絡調整に関すること</del> <del>2 被災者用食料の調達に関すること</del> <del>3 所管施設における避難所の準備に関すること</del>
	七宝焼アトガレツヅ	<del>1 所管施設における避難所の準備に関すること</del>
上下水道 部	上水道課	<del>1 緊急時の給水体制の整備に関すること</del>
	下水道課	<del>1 緊急時の下水体制の整備に関すること</del>

**現行**

<b>教育部</b>	<del>学校教育課</del>	<del>1 教育施設への情報伝達体制の整備に関する事</del> <del>2 児童・生徒の安全確保に関する事</del> <del>3 学校における啓発に関する事</del> <del>4 所管施設における避難所の準備に関する事</del>
	<del>生涯学習課</del>	<del>1 所管施設における避難所の準備に関する事</del>
	<del>スポーツ課</del>	<del>1 所管施設における避難所の準備に関する事</del>
	<del>学校給食センター課</del>	<del>1 緊急時の炊き出しの整備に関する事</del>

**2 市職員の参集基準等**

(1)及び(2) 略

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

**【職員参集基準】**

体 制	参 集 基 準
①担当課（部）体制	<del>安全安心</del> 課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が市役所庁舎及び出先機関等に参集

(4) 略

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については以下のとおりとし、副本部長等（副市長、教育長、~~総務部長~~）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から、職務を代理する職員を定める。

**【市対策本部長の代替職員】**

代替職員	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
役 職	副市長	教育長	<del>総務部長</del>



**現行**

**4 国民の権利利益の救済に係る手続等**

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項 )	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	<u>安全安心課</u>
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		

**修正案**

**第1 市における組織・体制の整備**

**1 市の各部課における平素の業務**

【市の各部課における平素の業務】

部等	課	平素の業務
<u>市長公室</u>	<u>危機管理課</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 国民保護に係る総合調整に関する事</u></li> <li><u>2 国民保護協議会の運営に関する事</u></li> <li><u>3 関係機関との連携体制の整備に関する事</u></li> <li><u>4 緊急時の連絡体制の整備に関する事</u></li> <li><u>5 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事</u></li> <li><u>6 研修、訓練及び啓発に関する事</u></li> <li><u>7 避難及び救援に関する体制の整備に関する事</u></li> <li><u>8 生活関連等施設に関する事</u></li> <li><u>9 特殊標章等の交付及び管理に関する事</u></li> <li><u>10 所管の輸送施設の把握に関する事</u></li> <li><u>11 物資・資機材の備蓄等に関する事</u></li> <li><u>12 自主防災組織等への訓練・啓発に関する事</u></li> <li><u>13 その他、他の部課に属さないこと</u></li> </ol>

**修正案**

	<u>企画政策課</u>	<u>1 外国人への情報提供体制の整備に関すること</u> <u>2 所管施設における避難所の準備に関すること</u>
	<u>情報推進課</u>	<u>1 情報提供体制の整備に関すること</u> <u>2 情報収集・提供体制の整備に関すること</u> <u>3 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の整備に関すること</u>
<u>議会事務局</u>	<u>議事課</u>	<u>1 市議会との連絡調整の整備に関すること</u>
<u>総務部</u>	<u>総務課</u>	<u>1 救助物資及び義援物資の受領、配分、輸送に関すること</u> <u>2 非常電話など緊急時通信の整備に関すること</u> <u>3 応急活動に必要な車両及び車両用燃料の確保及び管理に関すること</u>
	<u>税務課・収納課</u>	<u>1 安否情報の収集体制の整備に関すること</u> <u>2 被災情報の整理体制の整備に関すること</u>
<u>会計</u>	<u>会計課</u>	<u>1 指定金融機関等との連絡調整に関すること</u>
<u>市民生活部</u>	<u>市民課</u>	<u>1 遺体処理手続体制の整備に関すること</u>
	<u>保険医療課</u>	<u>1 所管施設における避難所の準備に関すること</u>
	<u>人権推進課</u>	<u>1 所管施設における避難所の準備に関すること</u>
	<u>環境衛生課</u>	<u>1 緊急時の防疫体制の整備に関すること。</u> <u>2 廃棄物処理体制の整備に関すること</u>
<u>福祉部</u>	<u>社会福祉課</u>	<u>1 緊急時の避難行動要支援者の災害対策準備に関すること</u> <u>2 福祉避難所の準備に関すること</u> <u>3 社会福祉協議会、日赤奉仕団、民間協力団体との連絡調整に関すること</u> <u>4 ボランティア受け入れ準備に関すること</u> <u>5 生活必需品等の調達に関すること</u>
	<u>障がい福祉課</u>	<u>1 緊急時の避難行動要支援者(障がい者)の災害対策準備に関すること</u>
	<u>高齢福祉課</u>	<u>1 緊急時の避難行動要支援者(高齢者)の災害対策準備に関すること</u> <u>2 高齢者の安全確保に関すること</u> <u>3 老人福祉施設、介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること</u>
<u>子ども健康部</u>	<u>子ども福祉課</u>	<u>1 緊急時の要配慮者(乳幼児)の災害対策準備に関すること</u> <u>2 児童の安全確保に関すること</u> <u>3 所管施設における避難所の準備に関すること</u>
	<u>保育課</u>	<u>1 緊急時の要配慮者(乳幼児)の災害対策準備に関すること</u>

**修正案**

	<u>健康推進課</u>	<u>1 市民病院、医師会、歯科医師会、医療機関、歯科医療機関、日本赤十字社愛知県支部等との連絡調整に関する</u> <u>こと</u> <u>2 医薬品、衛生材料の確保に関する</u> <u>こと</u> <u>3 所管施設における避難所の準備に関する</u> <u>こと</u>
<u>建設産業部</u>	<u>都市計画課</u>	<u>1 応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達体制の整備に関する</u> <u>こと</u> <u>2 電気、ガス、電話などライフラインとの連絡調整に関する</u> <u>こと</u>
	<u>土木課</u>	<u>1 応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達体制の整備に関する</u> <u>こと</u>
	<u>農政課</u>	<u>1 関係機関との連絡調整に関する</u> <u>こと</u> <u>2 被災者用食料の調達に関する</u> <u>こと</u>
	<u>商工観光課</u>	<u>1 関係機関との連絡調整に関する</u> <u>こと</u> <u>2 所管施設における避難所の準備に関する</u> <u>こと</u>
<u>上下水道部</u>	<u>上水道課</u>	<u>1 緊急時の給水体制の整備に関する</u> <u>こと</u>
	<u>下水道課</u>	<u>1 緊急時の下水体制の整備に関する</u> <u>こと</u>
<u>教育部</u>	<u>教育総務課</u>	<u>1 教育施設への情報伝達体制の整備に関する</u> <u>こと</u> <u>2 所管施設における避難所の準備に関する</u> <u>こと</u>
	<u>学校教育課</u>	<u>1 児童・生徒の安全確保に関する</u> <u>こと</u> <u>2 学校における啓発に関する</u> <u>こと</u> <u>3 緊急時の炊き出しの整備に関する</u> <u>こと</u>
	<u>生涯学習課</u>	<u>1 所管施設における避難所の準備に関する</u> <u>こと</u>
	<u>スポーツ課</u>	<u>1 所管施設における避難所の準備に関する</u> <u>こと</u>

**2 市職員の参集基準等**

(1)及び(2) 略

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

**【職員参集基準】**

体 制	参 集 基 準
①担当課（部）体制	<u>危機管理</u> 課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が市役所庁舎及び出先機関等に参集

(4) 略

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指

## 修正案

定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については以下のとおりとし、副本部長等（副市長、教育長、**市長公室長**）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から、職務を代理する職員を定める。

### 【市対策本部長の代替職員】

代替職員	第1順位	第2順位	第3順位
役職	副市長	教育長	<b>市長公室長</b>

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	<b>危機管理課</b>
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		

### <修正箇所>

#### ■ 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (P33)

## 現行

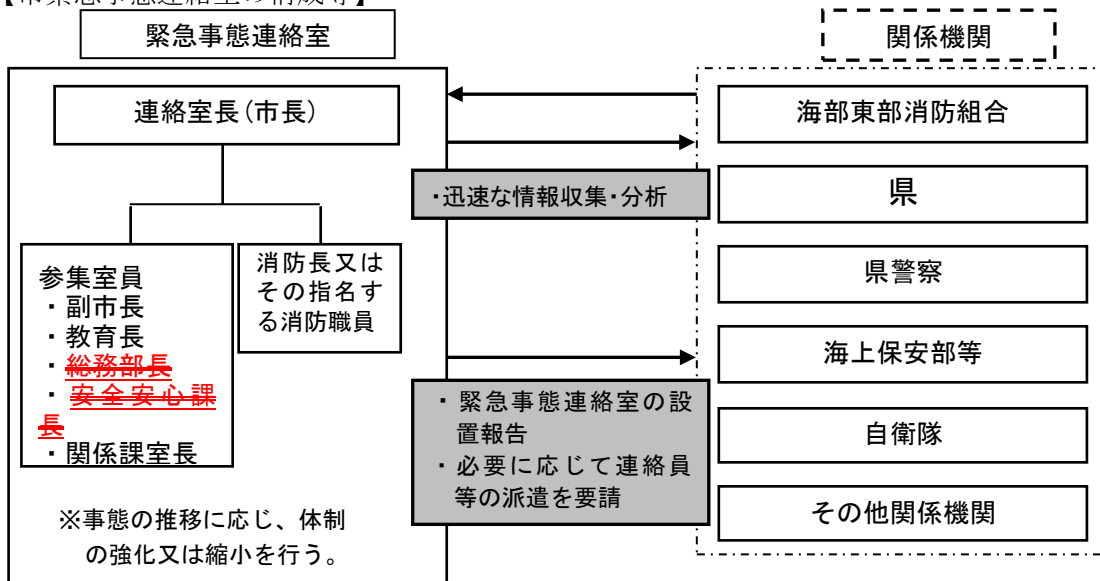
### 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

#### (1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、**安全安心課長**など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

現行

【市緊急事態連絡室の構成等】



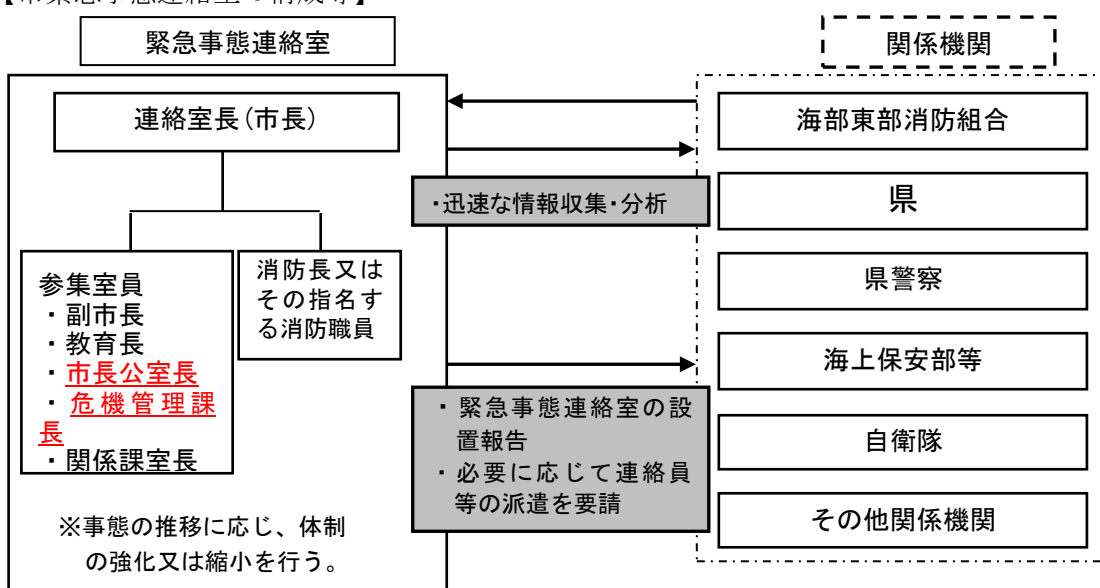
修正案

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、**危機管理課長**など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡室の構成等】



＜修正箇所＞

- 第3編 武力攻撃事態等への対処
  - 第2章 市対策本部の設置 (P36～47)

現行

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

①～③ 略

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎~~安全安心~~課に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

市長は、災害対策本部を設置し、又は廃止した場合には、次の関係機関等にその旨を伝達（通知）するとともに、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示、報告等を行う。

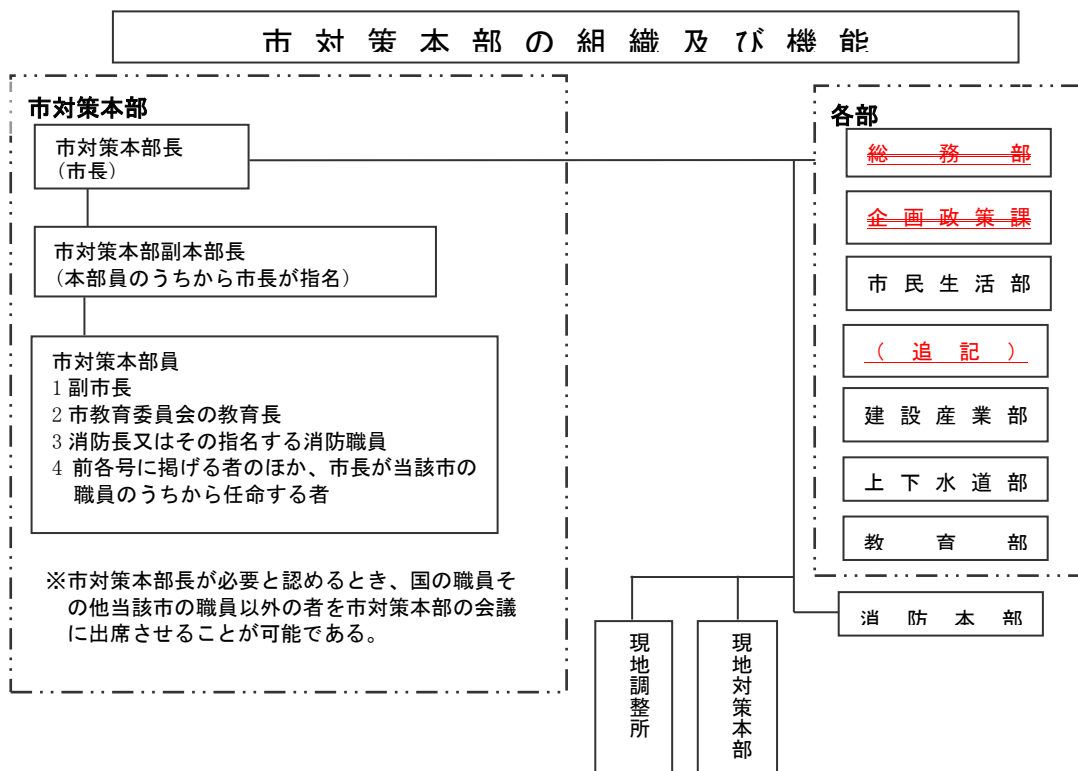
⑤～⑥ 略

【本庁舎に本部長室・本部連絡員室を設置できない場合の代替設置場所】

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	<del>あま市役所</del> 基日寺庁舎	本部長室、本部連絡員室を確保し、本部指揮統括機能の維持を図る。
第2位	基日寺体育館	〃
第3位	七宝公民館	〃

(2)及び(3) 略

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



現行

【市対策本部の所掌事務】

部等	課	武力攻撃事態等における業務
<p>総務部</p>	<p><del>防災総括班 (安全安心課)</del></p>	<p><del>1 国民保護に関する総合的企画、調整及び推進に関すること</del>  <del>2 国民保護協議会に関すること</del>  <del>3 本部長の命令、指示等の伝達に関すること</del>  <del>4 災害復旧に関する総合調整に関すること</del>  <del>5 国民保護対策本部の設置及び廃止に関すること</del>  <del>6 国民保護対策本部の庶務に関すること</del>  <del>7 現地国民保護対策本部の運営に関すること</del>  <del>8 情報の収集及び伝達に関すること</del>  <del>9 非常配備に関すること</del>  <del>10 避難の指示、勧告又は解除に関すること</del>  <del>11 警察との連携による公共の秩序の維持、安定に関すること</del>  <del>12 海部東部消防組合との連絡調整に関すること</del>  <del>13 防災行政用無線など通信の確保に関すること</del>  <del>14 県その他防災関係本部等機関との連絡調整に関すること</del>  <del>15 県、他市町村等への応援要請に関すること</del>  <del>16 消防団の動員に関すること</del>  <del>17 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関すること</del>  <del>18 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</del>  <del>19 職員の動員、解除及び配置調整に関すること</del></p>
	<p><del>総務班 (総務課)</del></p>	<p><del>1 各班からの被害報告の取りまとめに関すること</del>  <del>2 国民保護対策本部の運営協力に関すること</del>  <del>3 救援物資及び義援物資の受領、配分に関すること</del>  <del>4 災害関係文書の受理、配布発送に関すること</del>  <del>5 市有財産の被害調査の総括に関すること</del>  <del>6 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関すること</del>  <del>7 非常電話など通信の確保に関すること</del>  <del>8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること</del></p>
	<p><del>業務班 (市民サービスセンター)</del></p>	<p><del>1 来庁者の安全確保、避難に関すること</del>  <del>2 被害状況の収集に関すること</del>  <del>3 本部との連絡調整に関すること</del>  <del>4 各庁舎の通常業務の準備及び支援に関すること</del>  <del>5 各庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関すること</del>  <del>6 災害、被災に関する市民の相談、照会に関すること</del>  <del>7 埋火葬許可に関すること</del> 【美和サービスセンター・七宝サービスセンターの  <del>な上</del></p>



現行

	<p><del>税務・調査班</del> <del>(税務課)</del> <del>(収納課)</del></p>	<p><del>1 罹災者に対する市税の減免等に関する事</del> <del>2 罹災台帳の作成に関する事</del> <del>3 罹災証明書の交付に関する事</del> <del>4 電気、ガス、電話などライフラインの被害状況の収集に関する事</del></p>
	<p><del>議会班</del> <del>(議事課)</del></p>	<p><del>1 市議会との連絡調整に関する事</del> <del>2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関する事</del></p>
<p><del>企画財政部</del></p>	<p><del>広報公聴・情報班</del> <del>(企画政策課)</del></p>	<p><del>1 外国人の援護支援に関する事</del> <del>2 災害情報及び市民支援情報の収集</del> <del>3 災害広報に関する事</del> <del>4 報道機関の対応に関する事</del> <del>5 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事</del> <del>6 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関する事</del> <del>7 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事</del> <del>8 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事</del> <del>9 所管施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事</del> <del>10 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事</del></p>
	<p><del>本部秘書班</del> <del>(人事秘書課)</del></p>	<p><del>1 本部長、副本部長の秘書に関する事</del> <del>2 職員の出勤、退勤、健康管理に関する事</del> <del>3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関する事</del> <del>4 職員の被災状況の把握に関する事</del> <del>5 災害派遣職員の受入、配置等に関する事</del></p>
	<p><del>財務班</del> <del>(財政課)</del></p>	<p><del>1 災害関係費の予算に関する事</del> <del>2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関する事</del> <del>3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関する事</del> <del>4 災害義援金品の受領及び配布に関する事</del></p>
<p><del>企画財政部</del></p>	<p><del>市営住宅班</del> <del>(人権推進課)</del></p>	<p><del>1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事</del> <del>2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事</del></p>
	<p><del>協力班（監査委員事務局）</del></p>	<p><del>1 自衛隊の災害派遣要請に関する事</del> <del>2 企画財政部各班への応援協力に関する事</del></p>
	<p><del>会計班</del> <del>(会計課)</del></p>	<p><del>1 緊急支払いの出納に関する事</del> <del>2 災害義援金の一時保管に関する事</del></p>
<p><del>市民生活部</del></p>	<p><del>市民班</del> <del>(市民課)</del></p>	<p><del>1 被災者の安否情報の収集、整理及び安否問い合わせに関する事</del> <del>2 死亡者の戸籍処理に関する事</del> <del>3 埋火葬許可に関する事</del> <del>4 遺体の収容及び埋火葬に関する事</del> <del>5 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事</del></p>



現行		
	<del>避難所支援班 (保険医療課)</del>	<del>1 避難所の運営支援に関する 2 避難所における食料の配分、供給に関する 3 避難所における被服、寝具その他の生活必需品等の配分に関する</del>
	<del>医療救護班 (健康推進課)</del>	<del>1 保健施設の被害調査及び災害対策に関する 2 医療救護班の編成及び救護所の設置、運営に関する 3 被災住民、避難住民の健康管理、指導に関する 4 市民病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、歯科医療機関、日本赤十字社愛知県支部との連絡調整に関する 5 所管施設における避難所の開設及び運営に関する</del>
	<del>環境衛生班 (環境衛生課)</del>	<del>1 防疫の実施及び防疫薬品等の供給に関する 2 災害時における廃棄物及びし尿の処理に関する 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関する 4 迷い犬猫に関する 5 死亡犬猫の処理に関する</del>
福祉部	<del>社会福祉班 (社会福祉課)</del>	<del>1 避難行動要支援者(障がい者)の災害対策及び被害調査に関する 2 福祉避難所等の協力要請に関する 3 所管施設の災害応急対策及び被害調査に関する 4 災害対策本部と社会福祉協議会との連絡調整に関する 5 日赤奉仕団との連絡調整に関する 6 災害ボランティアセンターに関する 7 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関する 8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する</del>
	<del>高齢福祉班 (高齢福祉課)</del>	<del>1 避難行動要支援者(高齢者)の災害対策及び被害調査に関する 2 罹災高齢者世帯の調査及び援護に関する 3 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関する 4 介護保険料の減免に関する 5 所管施設の災害応急対策及び被害状況調査に関する</del>

現行		
	<del>子育て支援班 (子育て支援課)</del>	<del>1 要配慮者(乳幼児)の災害対策及び被害調査に関する こと</del> <del>2 保育園、児童館及び児童公園施設の災害応急対策及 び被害調査に関すること</del> <del>3 保育園の園児の安全確保、応急保育に関すること</del> <del>4 児童館の児童の安全確保、一時的な保護に関するこ と</del> <del>5 親子通園療育施設の通園児の安全確保、応急保育に 関すること</del> <del>6 被災地における保育園・児童館の開設運営に関する こと</del> <del>7 保育料等の減免に関すること</del> <del>8 所管施設における避難所の開設及び運営に関するこ と</del>
建設産業 部	<del>都市・建設班 (都市計画課)</del>	<del>1 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関す ること</del> <del>2 被災建築物・宅地の応急危険度判定に関すること</del> <del>3 都市公園及び緑地の被害調査に関すること</del> <del>4 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること</del>
	<del>土木・河川班 (土木課)</del>	<del>1 道路の被害調査、応急対策及び復旧に関すること</del> <del>2 河川、橋梁、水路の被害調査、応急対策及び復旧に 関すること</del> <del>3 交通規制など応急交通対策に関すること</del> <del>4 建設資材の調達、応急輸送に関すること</del> <del>5 建設業者の協力要請及び応急対策要員の確保に関す ること</del>
	<del>農政・商工班 (産業振興課) (企業誘致対策 課)</del>	<del>1 農地、農作物、農業施設の被害調査、災害対策及び 復旧に関すること</del> <del>2 農業者に対する災害融資に関すること</del> <del>3 農業協同組合及び農業関係団体との連絡調整に関す ること</del> <del>4 湛水防除に関すること</del> <del>5 土地改良区及び関係機関との連絡調整に関すること</del> <del>6 被災家畜収容に関すること</del> <del>7 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること</del> <del>8 死亡獣畜の処理に関すること</del> <del>9 用排水路及び排水機の被害調査及び応急復旧に関す ること</del> <del>10 商工業者の被害調査及び災害対策に関すること</del> <del>11 商工業者の災害復旧融資対策に関すること</del> <del>12 所管施設における避難所の開設及び運営に関するこ と</del> <del>13 食品供給に関すること</del>

現行

	<del>7-トダ(ルツジ)班 (七宝焼 7-トダ(ルツジ))</del>	<del>1 七宝焼アートヴィレッジの被害調査及び災害応急対策に関すること 2 来館者の安全確保、避難に関すること 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること 4 観光客対策に関すること 5 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること</del>
<del>上下水道部</del>	<del>給水班 (上水道課)</del>	<del>1 配水場(管)施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 復旧用資機材の確保に関すること 3 飲料水の確保・供給に関すること 4 給水用資機材等の確保、整備に関すること 5 水道(建設)業者と作業員の協力要請に関すること 6 名古屋市上下水道局との連絡調整に関すること 7 水道料金の減免に関すること</del>
	<del>下水班 (下水道課)</del>	<del>1 下水道施設の被害調査、災害対策及び復旧に関すること 2 応急仮設トイレの調達、設置に関すること</del>
<del>教育部</del>	<del>教育班 (学校教育課)</del>	<del>1 教育施設の災害応急対策及び被害調査に関すること 2 小中学校の応急教育に関すること 3 児童生徒、教員の被害状況の取りまとめに関すること 4 児童生徒の安全確保に関すること 5 罹災児童生徒に関すること 6 小中学校の体校措置等に関すること 7 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること 8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること</del>
	<del>社会教育班 (生涯学習課)</del>	<del>1 所管施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 文化財の災害応急対策及び被害調査に関すること 3 所管施設利用者の安全の確保に関すること 4 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</del>
	<del>社会体育班 (スポーツ課)</del>	<del>1 所管施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 所管施設利用者の安全の確保に関すること 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</del>
	<del>給食班(学校給食センター課)</del>	<del>1 学校給食センターの災害応急対策及び被害調査に関すること 2 学校給食に関すること 3 炊き出しに関すること</del>

## 1 市対策本部の設置

### (1) 市対策本部の設置の手順

①～③ 略

#### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎**危機管理**課に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

市長は、災害対策本部を設置し、又は廃止した場合には、次の関係機関等にその旨を伝達（通知）するとともに、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示、報告等を行う。

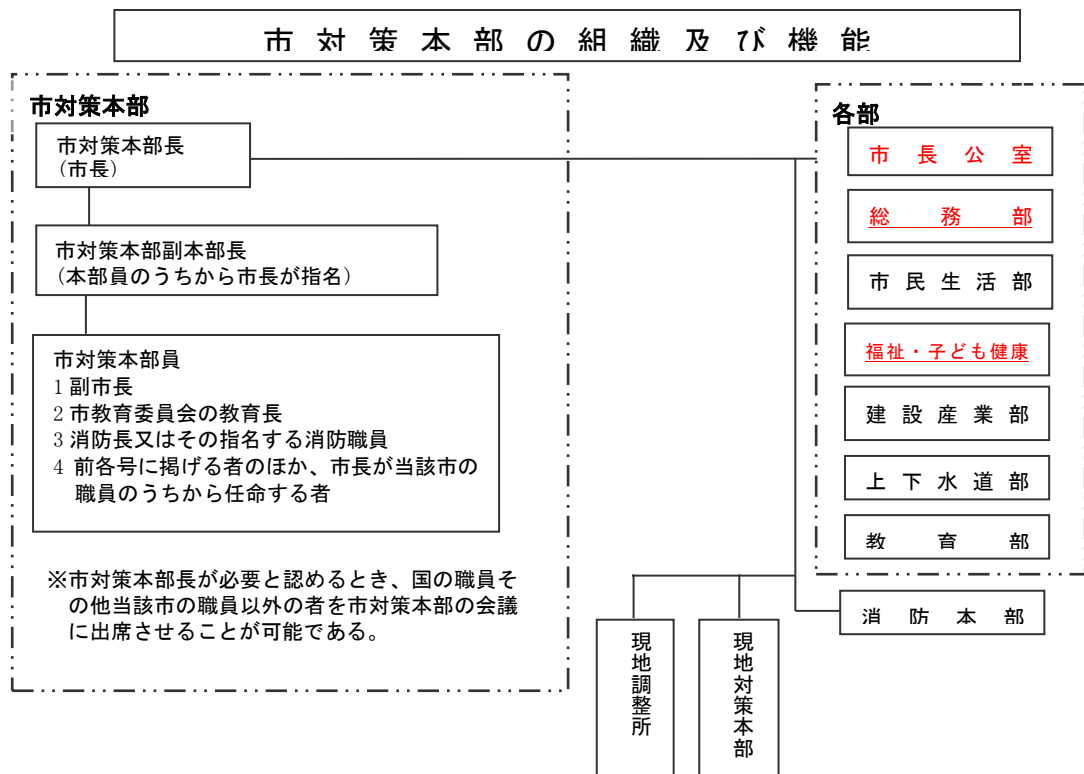
⑤～⑥ 略

#### 【本庁舎に本部長室・本部連絡員室を設置できない場合の代替設置場所】

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	<b>甚目寺総合体育館</b>	本部長室、本部連絡員室を確保し、本部指揮統括機能の維持を図る。
第2位	<b>七宝総合体育館</b>	〃
第3位	七宝公民館	〃

(2)及び(3) 略

#### 【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



修正案

【市対策本部の所掌事務】

部等	課	武力攻撃事態等における業務
市長公室	<u>防災総括班</u> <u>(危機管理課)</u>	<u>1 国民保護に関する総合的企画、調整及び推進に関すること</u> <u>2 国民保護協議会に関すること</u> <u>3 本部長の命令、指示等の伝達に関すること</u> <u>4 災害復旧に関する総合調整に関すること</u> <u>5 国民保護対策本部の設置及び廃止に関すること</u> <u>6 国民保護対策本部の庶務に関すること</u> <u>7 現地国民保護対策本部の運営に関すること</u> <u>8 情報の収集及び伝達に関すること</u> <u>9 非常配備に関すること</u> <u>10 避難の指示又は解除に関すること</u> <u>11 警察との連携による公共の秩序の維持、安定に関すること</u> <u>12 海部東部消防組合との連絡調整に関すること</u> <u>13 防災行政用無線など通信の確保に関すること</u> <u>14 県その他防災関係本部等機関との連絡調整に関すること</u> <u>15 県、他市町村等への応援要請に関すること</u> <u>16 消防団の動員に関すること</u> <u>17 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関すること</u> <u>18 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</u> <u>19 職員の動員、解除及び配置調整に関すること</u>
	<u>情報班</u> <u>(企画政策課)</u> <u>(情報推進課)</u>	<u>1 外国人の援護支援に関すること</u> <u>2 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関すること</u> <u>3 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関すること</u> <u>4 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</u> <u>5 所管施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関すること</u> <u>6 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること</u>
	<u>広報広聴・本部秘書班</u> <u>(人事秘書課)</u>	<u>1 本部長、副本部長の秘書に関すること</u> <u>2 職員の出勤、退勤、健康管理に関すること</u> <u>3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関すること</u> <u>4 職員の被災状況の把握に関すること</u> <u>5 災害派遣職員の受入、配置等に関すること</u> <u>6 災害情報及び市民支援情報の収集</u> <u>7 災害広報に関すること</u> <u>8 報道機関の対応に関すること</u> <u>9 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関すること</u>

**修正案**

	<u>協力班</u> <u>(監査委員事務局)</u>	<u>1 自衛隊の災害派遣要請に関する事</u> <u>2 企画財政部各班への応援協力に関する事</u>
	<u>議会班</u> <u>(議事課)</u>	<u>1 市議会との連絡調整に関する事</u> <u>2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関する事</u>
総務部	<u>総務班</u> <u>(総務課)</u>	<u>1 各班からの被害報告の取りまとめに関する事</u> <u>2 国民保護対策本部の運営協力に関する事</u> <u>3 救援物資及び義援物資の受領、配分に関する事</u> <u>4 災害関係文書の受理、配布発送に関する事</u> <u>5 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関する事</u> <u>と</u> <u>6 非常電話など通信の確保に関する事</u> <u>7 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事</u>
	<u>財務班</u> <u>(財政課)</u>	<u>1 災害関係費の予算に関する事</u> <u>2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関する事</u> <u>と</u> <u>3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関する事</u> <u>4 災害義援金品の受領及び配布に関する事</u> <u>5 市有財産の被害調査の総括に関する事</u>
	<u>税務・調査班</u> <u>(税務課)</u> <u>(収納課)</u>	<u>1 罹災者に対する市税の減免等に関する事</u> <u>2 罹災台帳の作成に関する事</u> <u>3 罹災証明書の交付に関する事</u> <u>4 電気、ガス、電話などライフラインの被害状況の収集に関する事</u>
	<u>会計班</u> <u>(会計課)</u>	<u>1 緊急支払いの出納に関する事</u> <u>2 災害義援金の一時保管に関する事</u>
	<u>市民生活</u> <u>部</u>	<u>市民班</u> <u>(市民課)</u>
	<u>避難所支援班</u> <u>(保険医療課)</u>	<u>1 避難所の運営支援に関する事</u> <u>2 避難所における食料の配分、供給に関する事</u> <u>3 避難所における被服、寝具その他の生活必需品等の配分に関する事</u>
	<u>市営住宅班</u> <u>(人権推進課)</u>	<u>1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事</u> <u>2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事</u> <u>と</u>

**修正案**

	<p><u>環境衛生班</u> (<u>環境衛生課</u>)</p>	<p><u>1 防疫の実施及び防疫薬品等の供給に関すること</u>  <u>2 災害時における廃棄物及びし尿の処理に関すること</u>  <u>3 所管施設における避難所の開設及び運営に関するこ</u>  <u>と</u>  <u>4 迷い犬猫に関すること</u>  <u>5 死亡犬猫の処理に関すること</u></p>
<p><u>福祉・子</u> <u>ども健康</u> <u>部</u></p>	<p><u>社会福祉班</u> (<u>社会福祉課</u>) (<u>障がい福祉</u> <u>課</u>)</p>	<p><u>1 避難行動要支援者の災害対策及び被害調査に関する</u>  <u>こと</u>  <u>2 福祉避難所等の協力要請に関すること</u>  <u>3 所管施設の災害応急対策及び被害調査に関すること</u>  <u>4 災害対策本部と社会福祉協議会との連絡調整に關す</u>  <u>ること</u>  <u>5 日赤奉仕団との連絡調整に関すること</u>  <u>6 災害ボランティアセンターに関すること</u>  <u>7 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに關</u>  <u>すること</u>  <u>8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること</u></p>
	<p><u>高齢福祉班</u> (<u>高齢福祉課</u>)</p>	<p><u>1 避難行動要支援者(高齢者)の災害対策及び被害調査</u>  <u>に関すること</u>  <u>2 罹災高齢者世帯の調査及び援護に関すること</u>  <u>3 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関するこ</u>  <u>と</u>  <u>4 介護保険料の減免に関すること</u>  <u>5 所管施設の災害応急対策及び被害状況調査に関する</u>  <u>こと</u></p>
	<p><u>子育て支援班</u> (<u>子ども福祉</u> <u>課</u>) (<u>保育課</u>)</p>	<p><u>1 要配慮者(乳幼児)の災害対策及び被害調査に関する</u>  <u>こと</u>  <u>2 保育園、児童館及び児童公園施設の災害応急対策及</u>  <u>び被害調査に関すること</u>  <u>3 保育園の園児の安全確保、応急保育に関すること</u>  <u>4 児童館の児童の安全確保、一時的な保護に関するこ</u>  <u>と</u>  <u>5 親子通園療育施設の通園児の安全確保、応急保育に</u>  <u>関すること</u>  <u>6 被災地における保育園・児童館の開設運営に関する</u>  <u>こと</u>  <u>7 保育料等の減免に関すること</u>  <u>8 所管施設における避難所の開設及び運営に関するこ</u>  <u>と</u></p>



**修正案**

	<u>医療救護班 (健康推進課)</u>	<u>1 保健施設の被害調査及び災害対策に関すること</u> <u>2 医療救護班の編成及び救護所の設置、運営に関する こと</u> <u>3 被災住民、避難住民の健康管理、指導に関すること</u> <u>4 市民病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機 関、歯科医療機関、日本赤十字社愛知県支部との連絡調 整に関すること</u> <u>5 所管施設における避難所の開設及び運営に関するこ と</u>
建設産業 部	<u>都市・建設班 (都市計画課)</u>	<u>1 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関す ること</u> <u>2 被災建築物・宅地の応急危険度判定に関すること</u> <u>3 都市公園及び緑地の被害調査に関すること</u> <u>4 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること</u>
	<u>土木・河川班 (土木課)</u>	<u>1 道路の被害調査、応急対策及び復旧に関すること</u> <u>2 河川、橋梁、水路の被害調査、応急対策及び復旧に 関すること</u> <u>3 交通規制など応急交通対策に関すること</u> <u>4 建設資材の調達、応急輸送に関すること</u> <u>5 建設業者の協力要請及び応急対策要員の確保に関す ること</u>
	<u>農政・商工・観 光班 (農政課) (商工観光課) (企業誘致対策 課)</u>	<u>1 農地、農作物、農業施設の被害調査、災害対策及び 復旧に関すること</u> <u>2 農業者に対する災害融資に関すること</u> <u>3 農業協同組合及び農業関係団体との連絡調整に関す ること</u> <u>4 湛水防除に関すること</u> <u>5 土地改良区及び関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>6 被災家畜収容に関すること</u> <u>7 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること</u> <u>8 死亡獣畜の処理に関すること</u> <u>9 用排水路及び排水機の被害調査及び応急復旧に関す ること</u> <u>10 商工業者の被害調査及び災害対策に関すること</u> <u>11 商工業者の災害復旧融資対策に関すること</u> <u>12 所管施設における避難所の開設及び運営に関するこ と</u> <u>13 食品供給に関すること</u> <u>14 七宝焼アートヴィレッジの被害調査及び災害応急対 策に関すること</u> <u>15 来館者の安全確保、避難に関すること</u> <u>16 観光客対策に関すること</u> <u>17 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること</u>



**修正案**

<u>上下水道部</u>	<u>給水班</u> ( <u>上水道課</u> )	<u>1 配水場（管）施設の被害調査及び災害対策に関する</u> <u>こと</u> <u>2 復旧用資機材の確保に関する</u> <u>こと</u> <u>3 飲料水の確保・供給に関する</u> <u>こと</u> <u>4 給水用資機材等の確保、整備に関する</u> <u>こと</u> <u>5 水道（建設）業者と作業員の協力要請に関する</u> <u>こと</u> <u>6 名古屋市上下水道局との連絡調整に関する</u> <u>こと</u> <u>7 水道料金の減免に関する</u> <u>こと</u>
	<u>下水班</u> ( <u>下水道課</u> )	<u>1 下水道施設の被害調査、災害対策及び復旧に関する</u> <u>こと</u> <u>2 応急仮設トイレの調達、設置に関する</u> <u>こと</u>
<u>教育部</u>	<u>教育・給食班</u> ( <u>教育総務課</u> ) ( <u>学校教育課</u> )	<u>1 教育施設の災害応急対策及び被害調査に関する</u> <u>こと</u> <u>2 小中学校の応急教育に関する</u> <u>こと</u> <u>3 児童生徒、教員の被害状況の取りまとめに関する</u> <u>こと</u> <u>4 児童生徒の安全確保に関する</u> <u>こと</u> <u>5 罹災児童生徒に関する</u> <u>こと</u> <u>6 小中学校の休校措置等に関する</u> <u>こと</u> <u>7 所管施設における避難所の開設及び運営に関する</u> <u>こと</u> <u>8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する</u> <u>こと</u> <u>9 学校給食センターの災害応急対策及び被害調査に</u> <u>関</u> <u>する</u> <u>こと</u> <u>10 学校給食に関する</u> <u>こと</u> <u>11 炊き出しに関する</u> <u>こと</u>
	<u>社会教育班</u> ( <u>生涯学習課</u> )	<u>1 所管施設の被害調査及び災害対策に関する</u> <u>こと</u> <u>2 文化財の災害応急対策及び被害調査に関する</u> <u>こと</u> <u>3 所管施設利用者の安全の確保に関する</u> <u>こと</u> <u>4 所管施設における避難所の開設及び運営に関する</u> <u>こと</u> <u>と</u>
	<u>社会体育班</u> ( <u>スポーツ課</u> )	<u>1 所管施設の被害調査及び災害対策に関する</u> <u>こと</u> <u>2 所管施設利用者の安全の確保に関する</u> <u>こと</u> <u>3 所管施設における避難所の開設及び運営に関する</u> <u>こと</u> <u>と</u>

### (3) その他の修正

人口等を令和5年12月1日現在に修正する。

#### <修正箇所>

##### ■第1編 総論

##### 第4章 市の地理的、社会的特徴 (P6)

現行	修正案
<p>(3) 人口分布</p> <p>本市の人口は、昭和40年代、50年代に急激に増加したが、昭和60年代から平成にかけては増加のスピードが低下し<del>ている</del>。令<del>和</del><u>和元</u>年12月1日現在の人口は<del>89,164</del>人で、このうち65歳以上の高齢者は約<del>26.9</del>パーセントを占めており、今後も老年人口の増加が予想される。</p> <p>世帯数は<del>37,135</del>世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は<del>2.40</del>人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p>	<p>(3) 人口分布</p> <p>本市の人口は、昭和40年代、50年代に急激に増加したが、昭和60年代から平成にかけては増加のスピードが低下し、<u>令和にはいり減少傾向にある</u>。令和5年年12月1日現在の人口は<del>89,164</del><u>88,780</u>人で、このうち65歳以上の高齢者は約<del>26.9</del><u>25.9</u>パーセントを占めており、今後も老年人口の増加が予想される。</p> <p>世帯数は<del>37,135</del><u>38,926</u>世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は<del>2.40</del><u>2.28</u>人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p>